

子育て世代を応援！

町ファミサポ

町ファミサポでは、育児の援助を行いたい人(まかせて会員)と育児の援助を受けた人(おねがい会員)が会員となり、会員同士で支え合って活動しています。一時預かりや送迎などを1時間600円から依頼できます。

利用には無料の会員登録が必要です。新学期は依頼が多

いため、早めに登録してください。

問い合わせ先

町ファミリー・サポートセンター

☎ 962-9622

FAX 963-0127

ひとまるの里

ひまわり祭

新宮町農産物直販所「ひとまるの里」でさくら祭りを開催します。ぜひのふるま

心配ごと・福祉なんでも相談



みなさんの身のまわりに起こっている苦情や心配ごとなど、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

日時 4月9日(火) 午前10時～午後3時

※1人当たり30分

場所 町福祉センター

相談員

人権擁護委員、行政相談委員、社会福祉協議会職員  
内容 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、行政への意見、高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理の不安、生きがい活動などの相談

※予約は不要です。会場に午後2時30分までにお越しください。

問い合わせ先

町社会福祉協議会 ☎ 963-0921 (直)

いや、ガラポン抽選会などの楽しいイベントがあります。この機会に、安心・安全・新鮮な地元産の食材、加工物などを取り揃えるひとまるの里にお越しください。

問い合わせ先

ひとまるの里

☎ 941-5500

(下府1206-2)

福祉サービス

苦情解決事業

福祉施設・事業所や在宅福祉のサービスなどで困ったこととはありませんか。直接相談しづらかったり、対応してもらえなかったりする場合は相談ください。無料で相談できます。

対象者 福祉サービスの利用者またはその家族

問い合わせ先 県運営適正化委員会事務局

☎ 915-3511

相談日 月曜日・金曜日(祝日および年末年始を除く)

相談時間 午前9時～午後5時

県営住宅入居者募集

(抽選方式)

募集対象団地、申込方法など詳しくは募集案内書をご覧ください。

募集案内書配布・申込受付期間 4月8日(月)～19日(金)

募集案内書配布場所

役場環境課、県庁(総合案内所、県民情報センター、県営住宅課)、福岡市情報プラザ(福岡市役所1階)など

問い合わせ先 県住宅供給公社県営住宅管理部

☎ 781-8029

県介護保険広域連合

嘱託員募集

書類の点検、事業者や利用者への聞き取りなどに従事する嘱託員(介護支援専門員)を募集します。

採用期間 4月1日(月)～2020年3月31日(火)

※年度単位で雇用延長あり

募集案内・申込書の配布

県介護保険広域連合ホームページに記載

申込期間 随時

問い合わせ先 県介護保険広

域連合事業課監査指導係 ☎ 981-9075

不正大麻・けし撲滅運動

けしの花には植えて良いものと、悪いものがあります。次のようなものは植えることができません。

また、見かけた場合はお知らせください。

○草丈が1m以上になるもの

○茎や葉は白っぽい緑色で、毛がない

○茎を抱き込むように葉が生えている

○葉が大きく長楕円形でまわりの切れ込みが浅い

問い合わせ先 県粕屋保健福祉事務所

☎ 939-1529

町シルバー人材センター

入会説明会

60歳以上の健康で働く意欲のある方を募集します。

日時 4月17日(水) 午前10時～11時

場所 そびあしんぐう

問い合わせ先 町シルバー人材センター

☎ 963-4890

ひとり親  
サポートセンター

ハローワークと連携し、ひとり親家庭などの支援を行っています。次の支援を希望する人は、お電話ください。

養育費相談(電話相談)

離婚協議中も相談できます。

無料弁護士相談

(各日先着4人)

○4月3日(水)、5月8日

(水)午後1時～3時

○4月10日(水)、24日(水)

午後6時30分～8時30分

問い合わせ先

ひとり親サポートセンター

(春日センター)

☎584-13931

受付日時 月曜日～金曜日の

午前9時～午後5時、土曜

日と第1・第3日曜日の

午前9時～午後4時

訪問看護師

養成講習会(新任期)

訪問看護に必要な基本的知識・技術を習得します。訪問介護に従事して3年未満の人、従事予定者が対象です。

期間 6月4日(火)～10月

23日(水)の計25日間

時間 午前9時30分～午後4時30分

場所 ナースプラザ、各実習施設など

定員 50人

費用 5万円(資料代など)

申込締切日 4月19日(金)

申込方法 郵送、FAX、県

看護協会ホームページの

いずれか

問い合わせ先 県ナースセン

ター(竜口・中島)

☎631-1221

FAX 631-1223

無戸籍でお困りの人へ

戸籍への記載がなく、各種行政サービスが受けられないなどでお困りの人は、法務局や市区町村の戸籍窓口、県弁護士会に相談ください。

無戸籍の人を知っている人もお知らせください。どのような手続きができるかを一緒に考えます。相談は無料で、秘密は厳守します。

相談窓口

○福岡法務局戸籍課(月曜日

～金曜日の午前8時30分

～午後5時15分)

☎721-9334

○県弁護士会子供の人権110番(土曜日の午後0時30分～3時30分)

☎752-1331

問い合わせ先

福岡法務局戸籍課

司法書士巡回法律相談

消費者問題借金などの多重債務問題、訴訟、成年後見など、一人で悩まず、気軽に相談ください。無料で相談できます。

日時 4月13日(土)午前10時～午後2時

場所 シーオーレ新宮

※申し込みをした人を優先します。

申込締切日 4月12日(金)

※土曜日・日曜日・祝日を除く

受付時間

午前10時～午後4時

申込・問い合わせ先

県司法書士会 福岡東支部

☎663-5055



博多座町民半額観劇会

尾上菊五郎ほかが出演する「六月大歌舞伎」が半額で観劇できます。昼と夜の部で演目が異なります。

公演日時

○昼の部(午前11時開演)

6月2日(日)、6日(木)

○夜の部(午後4時30分開演)

6月2日(日)、3日(月)、6日(木)、7日(金)、11日(火)、12日(水)

場所 博多座(福岡市博多区下川端町2-1)

定員 各回100人(応募多数の場合は抽選)

料金 A席 9,000円

取扱手数料 1枚400円、2枚700円

※別途「振替手数料」が必要

申込方法 八ガキに希望公演日時(1通1公演の



み)、参加人数(2人まで)、郵便番号、住所、氏名、年令、電話番号を記入して郵送  
**申込先** 〒810-8799 日本郵便(株) 福岡中央郵便局留「町民半額会」  
**申込締切日** 4月24日(水)※消印有効  
**当選八ガキ発送** 4月26日(金)  
**問い合わせ先** (公社)日本演劇興行協会  
 ☎751-8258  
 (月曜日～金曜日の午前10時～午後6時)

## 水道の修理と下水の詰まりはこちら

名称	電話番号	対応できる業務		
		漏水修理	漏水調査	排水の詰まり
(株) アステック	962-2522	○	○	○
(株) イースマイル	0120-123-456	○	○	○
上政工業(株)	612-5121	○	○	○
占部設備	090-5728-6073	○	○	○
(株) 浦山設備工業	326-5124	○	○	○
(株) 江川産業	943-3695	○	○	○
北設備工業(株)	621-1836	○	○	○
(有) 小西設備	942-2119	○		
小森設備	976-1618 090-9721-1618	○		○
(有) 佐倉設備	962-1205 090-8224-2444	○		○
三和産業(株)	410-6197	○	○	○
(有) 新設	962-1773	○	○	
(有) 中央技研	942-5860 080-3188-2605	○		○
(株) 東管工	090-9659-4101	○	○	○
平川設備	940-2103	○		○
(株) 福間住設	0940-43-3211	○	○	○
(有) 豊新工業	962-4005	○		○
松尾設備	090-1975-3440	○		
(有) マナベ設備	963-3360 090-1196-9557	○		○

※営業日などは直接問い合わせください。

※この一覧表は「敷地内漏水の修理業者」として登録されたものですが、「新宮町指定給水装置工事業者」の登録をしている業者にも修理を依頼できます。(町ホームページに掲載しています。)

編集後記を書いている今日は、3月7日。広報担当になって2年が経とうとしています。はじめはシャッターを押しまくって、良い写真があることを期待していましたが、最近では意識して撮影できているような♪

一方、今も苦手なのが「この編集後記。毎回「ラスボス」と思いながら書いています。校正が終わったら、ラスボスが：。やれやれ、いつになったら攻略できることやら。

編集後記



(花田)

## 消防トピックス

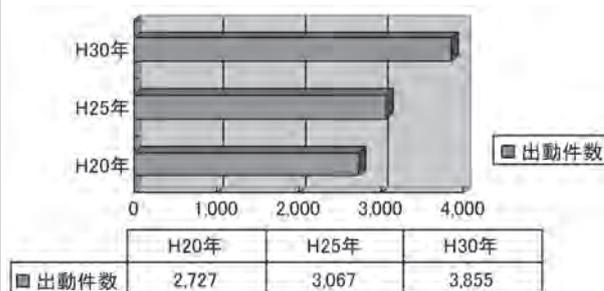


粕屋北部消防本部 ☎944-0131  
http://www.khfd-119.koga.fukuoka.jp/

### 救急車の適正利用

粕屋北部消防本部でも、救急出動件数は年々増加しています。昨年は3,855件で過去最高となり、今後も増加が見込まれます。

#### 過去5年毎 粕屋北部消防本部管内 出動件数の推移



救急車を要請する理由に「交通手段がなかった」「救急車なら早く診てもらえると思った」など、緊急ではないものもありました。このような状況が進むと救急車の到着がさらに延び、救えるはずの命が救えなくなる危険性が高まります。そして、その一人があなたになるかもしれません。救急車の適正利用にご協力ください。

#### 搬送の対象外となる場合(例)

- 包丁で手を切った
- 歯が痛い
- 眠れない、不安、さみしい
- 救急病院の場所がわからない

## 今月の表紙

4月は2つの選挙があります。投票は、わたしたちのまち、県、国を動かすための大切なツールです。

中央の「投票は未来の自分への意思表示」は、今回の選挙のキャッチコピーです。投票に行き、大切な一票を投じましょう。

